

## 道路交通法の基準に適合しない「電動アシスト自転車」について ～公道を走行できないおそれあり～

電動アシスト自転車は、走行中にペダルをこぐ力を電動モーターが補助(アシスト)する仕組みの自転車で、道路交通法の規則では、「人の力を補うため原動機を用いる自転車」としての基準があります。平成28年10月に、警察庁から道路交通法の基準に適合しない電動アシスト自転車の製品が公表されました。国民生活センターでは、現在販売されている電動アシスト自転車の商品テストを行い、基準に適合しない自転車、すなわち、アシストする比率が基準を超え、条件によっては、人の力を加えずして走り出してしまうことがあると報告されました。急発進、急加速の原因になるほか、転倒、けがにつながるおそれもあることから、平成29年4～5月の商品テスト結果を公表し、情報提供します。詳しくは、国民生活センターの商品テスト結果公表をご覧ください。

### 【電動アシスト自転車の商品テスト】

『電動アシスト自転車』のアシスト比率基準は、搭乗者がペダルをこがないと走行しない構造であること、時速24kmまではアシスト機能が働くが、時速24kmを超えるとアシストがなくなること、改造できない構造であること等が定められており、道路交通法の定める基準に適合していなければ自転車として公道を通行することが出来ません。

10万円以下の電動アシスト自転車9銘柄をテスト対象として行った結果、2銘柄でアシスト比率の基準を超えるものがありました。1銘柄は速度などの条件によっては人の力をほとんど要せず走り出してしまうものがありました。

このことから、アシスト比率が大きすぎる為、急発進や急加速の原因になるほか、不意に強い力が加わることでバランスを崩すなど事故につながるおそれがあると考えられます。

電動アシスト自転車に関する相談事例では、以下のようなものが寄せられています。

- ・息子がネット通信販売で買ってくれた電動自転車が、こいでなくても車輪が回ってしまう。危険なので返品希望。
- ・新聞の広告に法律に適合していない電動自転車が流通していると書かれていた。私の自転車も対象かもしれない。どうしたらよいか。
- ・購入した電動自転車が急発進したため、転倒してけが。報道で、警察庁が急加速のおそれ有りと発表した商品かどうか知りたい。

### 【消費者へのアドバイス】

基準に適合していない電動アシスト自転車で道路を通行すると法令違反のおそれがあり、罰則の対象になります。また、急発進、急加速による事故、けがにつながるため、アシスト基準を超えた銘柄の自転車は使用を中止し、購入先や事業者へ確認しましょう。また、型式認定のTSマークを目安にすると良いでしょう。

【H 29.6.29 国民生活センター公表より】

消費生活相談のことなら・・・

- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) IP: 050-5808-9600, 0584-69-3111
- 消費者ホットライン ☎188